

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内

《家計急変世帯用》

予期せず、令和4年1月から令和4年12月までに家計が急変した世帯に5万円を支給します。

給付金の概要

支給金額	1世帯につき5万円
受給権者	支給対象(要件を満たす)世帯の世帯主
申請方法	郵送
提出期限	令和5年1月31日(当日消印有効)
支給時期	申請書到着後およそ1.5~2か月後 ※記入漏れや書類不備等がある場合は通常より支給が遅れます ※支給が決定した場合は、支給決定通知書でお知らせします

支給対象(要件) 以下すべての要件を満たす世帯が支給対象です。

- ・ 令和4年9月30日時点で世帯主が国内に住民登録をしていること。
- ・ 申請時点で世田谷区に住民登録をしていること。
- ・ 令和4年度の住民税非課税世帯ではないこと。(世帯の中に、令和4年度住民税均等割を課税された者がいること。)
- ・ 予期せず令和4年1月以降申請日の前月までの家計が急変し、世帯全員のそれぞれの収入見込額が令和4年度住民税均等割非課税相当の水準以下と認められること。

※予期せず家計が急変したことに、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。なお、不法行為に起因する収入の減少は、予期せず家計が急変したことに該当しません。

例)年金が支給されない月を対象月とする場合や、定年退職による収入の減少、繁忙期や収穫・出荷時期等、通常、収入を得られない時期以外を対象月として申請した場合は支給対象外

- ・ 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等(注)のみで構成される世帯でないこと。

(注)確定申告書や住民税申告書、年末調整(源泉徴収票)などに扶養親族として申告された方、16歳未満の扶養親族、青色事業専従者及び事業専従者のことを指します。

例)親(課税)に扶養されている学生の単身世帯や、子(課税)に扶養されている両親の世帯は支給対象外

※電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯分、家計急変世帯分)の①いずれかの支給を受けた世帯②いずれかの支給を受けた世帯に属していた者のみで構成される世帯は対象外です。

※基準日(令和4年9月30日)において同居していた同一世帯の親族について、基準日の翌日以降、同一住所において、別世帯とする世帯分離の届出(住民票の異動)があったものは、同一世帯とみなします。



予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります

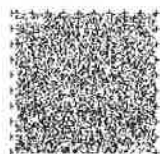
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意ください



申請内容に不明な点があった場合、世田谷区から電話で問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。不審な電話がかかってきた場合には、すぐに警察または世田谷区特殊詐欺相談ホットライン(03-5432-2121)にご連絡ください。

このマークは、目の不自由な方のための「音声コード」です。



判定基準

令和4年1月以降の
収入が減少した月の
1ヵ月の収入

×12月

年収換算



表1

扶養している親族の状況	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円	206.0万円

表2

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円
---------------------	---------	---------

※表2に該当する場合でも「年間収入(所得)見込額または年間収入(所得)額」が204.3万円(135.0万円)を超える場合は、表1の扶養親族等の人数に応じた「非課税相当限度額(収入ベース/所得ベース)」を適用します。

- 令和4年度分の住民税均等割が課税されている世帯員それぞれの1年間の年収換算額又は1年間の所得見込額が、住民税均等割非課税となる水準に相当する額以下となるかどうかで判定します。
- 判定に使用する収入は、【A】給与収入、【B】事業収入又は不動産収入、【C】年金収入(非課税の公的年金収入は含まれません)の合計です。
- 令和4年度分の住民税均等割が課税されている世帯員それぞれについて、令和4年1月から令和4年12月の間、予期せず収入が減少した、任意の1か月分の収入を12倍した年収換算額が、非課税相当限度額(収入額ベース)以下の場合に、対象となります。
- ③で対象とならなかった場合、年収換算額から給与所得控除額、経費等を減額して算出する年間所得見込額が、非課税相当限度額(所得額ベース)以下になった場合も、対象となります。

必要書類

※申請書及びご提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書
- 簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変世帯】
- 「収入が減少した月」の1ヵ月の収入の状況を確認できる書類のコピー

【A】給与収入に額を記入した場合

給与明細書など(総支給額がわかるもの)

【B】事業収入または不動産収入に額を記入した場合

売上台帳、取引帳、損益計算書、帳簿など

※事業収入から経費を差し引いた額で申し立てる場合は、事業経費額が分かる書類(帳簿、損益計算書等)も併せて添付してください。

【C】年金収入に額を記入した場合

年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書など

※申立月(収入が減少した月)の収入が年金収入のみの方は、家計急変前にあった「年金収入以外の収入」が途絶えた時期・経緯が分かる資料が必要です。

「収入がない」という内容を申し立てる場合

収入がない事情を確認できる書類(雇用保険受給資格者証、離職票、離職日が入った退職証明書など)

※雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証は、収入がない事情を確認できる資料に該当しません。

代理申請をされる方は以下書類もご用意ください

- ・成年後見人、保佐人、補助人が代理する場合
 - 代理人の本人確認書類のコピー
 - 登記事項証明書のコピー
- ・同世帯の方が代理する場合
 - 代理人の本人確認書類のコピー
- ・別世帯の親権者や親族の方が代理する場合
 - 代理人の本人確認書類のコピー
 - 世帯主と代理人との関係性が分かる書類(戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)など)のコピー



お問い合わせ

制度内容や通知内容について、ご不明な点やご質問があれば下記までお問い合わせください。

If you have any questions, please inquire at the contact details below.

如有任何不明或疑问、请与相关人员咨询。联系方式如下所示。

궁금하 점이나 질문이 있으면 아래의 문의처로 문의 바랍니다.

世田谷区 緊急支援給付金 専用ダイヤル 03-6636-7642

- 専用ダイヤル受付時間 月曜日～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 午前8時30分～午後6時
- 大変混雑が予想されます。つながらない場合は時間をずらしておかけ直してください。